

産業建設常任委員会

令和3年3月17日（水）

産業建設常任委員会

定例会名 令和3年第1回定例会
招集日時 令和3年3月17日(水) 午前10時
招集場所 議場

出席委員 6名
委員 長 須藤京子
委員 柳井哲也
" 藤田尚美
" 諸橋太一郎
" 山本伸子
" 北島登

欠席委員 1名
副委員長 伊藤裕一

出席説明員
副市長 滝本昌司
環境経済部長 藤田聡
建設部長 山岡孝
環境経済部次長 梶由紀夫
環境政策課長 横瀬幸子
廃棄物対策課長 木村光裕
農業政策課長 神戸千夏
商工観光課長 大徳通夫
建設部次長 長谷川啓一
建設部次長兼下水道課長 野島正弘
都市計画課長 榎本友好
空家対策課長 柴田賢治
建築住宅課長 高野裕行
道路整備課長 藤木光二
農業委員会事務局長 結速武史

議会事務局出席者
書記 關典生
書記 飯田晴男

令和3年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 産業建設常任委員会

議案第 10号	牛久市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 11号	牛久市下水道条例の一部を改正する条例について
議案第 13号	令和2年度牛久市一般会計補正予算（第9号） 別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ
議案第 17号	令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）
議案第 24号	市道路線の認定について
議案第 25号	市道路線の路線変更について
議案第 26号	市道路線の廃止について

午前10時00分開会

○須藤委員長 おはようございます。

伊藤副委員長より欠席の届出がありました。

ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件の審査は分割して行います。

まず、環境経済部所管の案件について審査を行います。

環境経済部所管の案件審査に説明員として出席した者は、副市長、環境経済部長、環境経済部次長、環境政策課長、廃棄物対策課長、農業政策課長、商工観光課長、農業委員会事務局長であります。書記として關さん、飯田さんが出席しております。

本委員会に付託されました環境経済部所管の案件は、

議案第 13号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第9号）

別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

以上1件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第13号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第9号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第13号について、提案者の説明を求めます。環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 環境政策課横瀬です。おはようございます。よろしく願いいたします。

では、議案第13号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第9号）のうち、環境政策課所管の補正内容について御説明いたします。

初めに、歳入から御説明いたします。

補正予算書の12ページ、13ページを御覧ください。

1段目になります。款14国庫支出金項2国庫補助金の1行目にあります排水処理施設と整備費補助金、これは合併処理浄化槽設置事業に対する補助金でございます。こちらは事業費が確定したことに伴いまして、166万1,000円を減額するものです。

同じページの3段目を御覧ください。

款15県支出金項2県補助金目3衛生費補助金節1保健衛生費補助金の欄の1行目、廃棄物処理施設整備費補助金、こちらも合併処理浄化槽設置事業に対する補助金でございます。こちらも事業費が確定したことによって、275万6,000円を減額するものでございます。

同じ節内の4行目、茨城県自立・分散型エネルギー設備導入事業費補助金、こちらはエネファーム設置に対する補助金でございます。こちらも事業費の確定により、80万円を減額するものでございます。

次のページ、14ページ、15ページの下から2段目を御覧ください。

款20諸収入項4雑入目2弁償金節1弁償金で、東京電力賠償金513万円を増額計上してお

ります。内容としましては、ADR申立て後に東京電力が全額賠償するとした経費分508万1,494円と、平成30年度分の損害賠償請求経費のうち、つつじが丘保育園駐車場への除染埋設工事に当たりましての駐車場試掘調査費4万8,600円が賠償されたためです。

次に、目4雑入節3雑入内の細節雑入の1行目にあります雑草除去受託料、こちらは雑草除去事業が完了したことに伴いまして、190万円を減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

補正予算書の24ページ、25ページの1段目の中段を御覧ください。

款4衛生費項1保健衛生費目4環境衛生費内の0103合併処理浄化槽の設置を助成する事業で、こちらは合併処理浄化槽設置補助金の事業が確定いたしましたので、573万5,000円を減額するものです。

次に、0109地球温暖化対策を推進する事業において、環境配慮型機器導入補助金のうちエネファーム設置に対する事業が確定いたしましたので、80万円を減額するものでございます。

次に、0110バイオマスタウン構想を運用する事業のうち、原材料費162万5,000円を減額しておりますが、こちらはBDF製造量の減少に伴い副資材の使用が減少したため、減額するものでございます。

0114自然環境を維持するとともに地域循環型社会を構築する事業でございますが、こちらは会計年度任用職員を雇用する事業となっておりますので、会計年度任用職員の報酬月額が減額したことに伴い、180万円を減額するものでございます。

次に、目6雑草除去費の0101空き地の雑草除去を指導する事業ですが、こちらは雑草除去業務の確定によりまして、委託料185万4,000円を減額するものでございます。

以上が環境政策課所管の補正内容でございます。以上で説明を終わります。

○須藤委員長 廃棄物対策課長。

○木村廃棄物対策課長 廃棄物対策課木村です。よろしく申し上げます。

廃棄物対策課所管の補正予算について説明いたします。

24ページ、25ページをお開きください。

中段よりちょっと下になります。款項目節4の2の2になります。補正額はゼロとなります。歳入記載の組替えによるものです。清掃工場を維持管理するの予算で行う予定であった記載対象のIDFインバーター修繕工事が、コロナ禍により部品調達が大幅に遅れることが分かったため、同工事を令和3年度工事に先送りしたことにより生じた差額の一般財源との組替えとなります。

以上です。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 おはようございます。農業政策課神戸です。よろしく申し上げます。

それでは、議案第13号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第9号）のうち、農業政策課所管の事項について御説明させていただきます。

初めに、繰越明許費について御説明いたします。

補正予算書の5ページを御覧ください。

第2表繰越明許費補正、中段款6農林水産業費項1農業費土地改良区を支援する262万9,000円です。こちらは本年度予定しておりました土浦市ほか15か町村土地改良区で実施する経営基盤整備事業の促進計画書作成における地主への意向調査の業務の実施に当たり、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、何度か仕切り直しをしたんですが意向調査が実施できず、年度内での完了が見込めないため繰越しを行うものです。

次に、歳入になります。

補正予算書の12ページ、13ページを御覧ください。

下段、款15県支出金項2県補助金目4農林水産業費補助金598万7,000円、こちらの事業はいずれも事業確定により減額するものです。

続いて、歳出となります。

補正予算書の24ページ、27ページを御覧ください。

初めに24ページ、25ページ下段、款6農林水産業費項1農業費目3農業振興費マイナスの802万1,000円。

次に、26ページ、27ページを御覧ください。

上段になります。款6農林水産業費項1農業費目5農地費マイナスの432万円、その下、款6農林水産業費項2林業費目1林業振興費マイナスの10万円、いずれも歳入同様に事業確定による減額補正となります。

以上です。

○須藤委員長 商工観光課長。

○大徳商工観光課長 おはようございます。商工観光課大徳でございます。よろしくお願いいたします。

一般会計補正予算のうち、商工観光課所管のものについて御説明をさせていただきます。

まず、繰越明許費でございます。

補正予算書5ページをお開きください。

第2表繰越明許費補正のうち、款7商工費項1商工費の中小企業に資金融資の助成をする事業において、新型コロナウイルス感染症対策貸付負担金1,952万5,000円を令和3年度に繰り越すものです。この負担金は県が実施しております中小企業事業継続応援貸付金の4分の1の額を市町村が負担するもので、県から新型コロナウイルス感染症の終息が見通せない中、中小企業支援の一環として貸付金の申請期間を延長し令和3年度も当該事業を継続したいので、市町村においても令和2年度予算の繰越しをお願いしたいとの依頼を受けまして、当該予算の繰越しを行うものでございます。

次に、歳出でございます。

26ページ、27ページをお開きください。

款7商工費項1商工費目2商工業振興費の1事業及び目3観光費の2事業、合わせて3事業が当課所管でございまして、4,180万4,000円を減額計上しております。いずれも不用額の減額でございますが、商工業振興費の0107企業を誘致し進出希望企業を審査する事業は、

固定資産税、都市計画税の税額が決定したことによりまして、企業誘致奨励金の所要額が確定したことにより、3,600万円を減額。観光費の0101観光施設の美観を保つ事業は、設計内容の精査及び入札により不用額が生じた委託料について、130万4,000円を減額。0102牛久市観光協会を支援する事業は、新型コロナウイルス感染症の影響で活動が制限されたことにより不用額が生じた補助金につきまして、450万円を減額するものであります。

以上が、商工観光課所管の補正予算の事業概要となります。

○須藤委員長 農業委員会事務局長。

○結速農業委員会事務局長 農業委員会事務局長結速です。よろしくお願いします。

それでは、農業委員会所管の補正予算について御説明いたします。

24、25ページ下段の款6農林水産業費項1農業費目1農業委員会費の374万3,000円の減額でございますが、事務事業の執行残によりまして減額計上するものであります。

以上です。

○須藤委員長 説明はよろしいでしょうか。

それでは、これより議案第13号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 合併処理浄化槽補助金、それからエネファームの設置の補助、これは予想したより件数が少なかったのでしょうか。実績件数と金額、予算を決めたときの件数、金額との比較をお教え願います。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 合併処理浄化槽ですけれども、当初40基で計画をしておりました。で、実際に補助金を交付した台数としましては35基ということで、5基が減っておりますので、その事業費分が減額という形になっております。

エネファームですけれども、こちら当初の計画としては35台を予定しておりましたけれども、実施台数としては19台になりましたので、その差額分を減額しております。

以上でございます。

○須藤委員長 北島委員。

○北島委員 エネファームがもう非常に少ないのは、応募件数が少なかったわけですか。それでやっぱりエネファーム相当高額な機械、個人で入れるにしても高額ですが、それに対して補助率、補助金の額が少ないから、なかなか申込みをためらう傾向にあるんじゃないかというふうに思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 こちらの額ですけれども、県からの補助金5万円、プラス市からの補助金4万円という形で、合計9万円を交付させていただいております。確かにエネファームを設置するとなると、大体100万円前後は最低でもするかなと思います。その1割を負担させていただいているということで、市としてはこれ以上の補助はちょっと考えていないという状況でございます。

以上でございます。

○須藤委員長 ほかに。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

何点かあるんですけども、今合併浄化処理槽の件が出ましたので、たしかこれって今おっしゃったように予算では40基というお話だったんですが、毎年これある程度台数が決まっていると思うんですね。それは何か計画に沿って、そういう台数の調整が来ていると思うんですが、今現行の動いている計画というのがどういったものかということ、その計画がいつまでの期間なのかちょっと分からないんですが、その辺の詳細を伺いたと思います。その計画に沿って牛久の現状というのも、市の全体として見たときの、合併浄化槽の設置の状況がどうかということも伺いたと思います。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 山本委員の御質問にお答えいたします。

まず、計画内容ということでございますけれども、こちらは循環型社会形成推進地域計画というものがございます。こちらの計画については、牛久市を含みます8市町村とあと龍ヶ崎地方衛生組合とで計画を策定しておりますのでございます。計画内容としましては、期間としましては令和元年度から7年度までの7年間ですね。そちらの計画期間を持っておりまして、一応この7年間で牛久市内の浄化槽設置予定基数につきましては、287基を予定しております。

あと、設置の状況ですけども、令和元年度、2年度の設置状況としましては、実績として77基という形になっております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 令和元年、2年度で77基ということで、それ以前にももちろん計画があって、既に設置されている全ての基数が分かれば教えていただきたいことと、あと私もホームページでこの計画というのをちょっと検索してみたんですけども、今のおっしゃった令和元年から7年の計画というのはまだホームページにはアップされていなかったんですね。それ以前のものが載ってましてちょっと拝見したんですけども、これのこの計画の状況を、毎年計画の結果の公表をするということが市町村のほうに義務づけされているのか、努力義務なのか、ちょっとそこら辺は分かりませんが、計画の結果の公表をするという一文がありました。多分これまだ牛久のほうではこういうことをされて、結果の公表というのは私はホームページを見たけれどもなかったので、その辺の状況をちょっとお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 浄化槽の設置基数全体ですけども、2年度末の見込みになりますけれども、3,048基という予定になっております。

あと、計画実施した結果の公表ということでございますが、一応公表については衛生組合のほうから公表の依頼等は実際には来ておりませんので、計画自体のその結果について公表は今のところしていない状況です。

以上でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 結果の公表、今衛生組合からは来ていないということだったんですが、衛生組合のホームページにもこの結果というのは載っていなかったんですね。そうすると、市民というのはこの結果というのはどの状況においても見れない、今の状況だと、になってしまうんですけども、その衛生組合から依頼が来ないと結果の公表はできないという理解ですか。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 こちら衛生組合とも協議をさせていただいて、公表について、協議をさせていただいた上で、行っていくかどうかを決めていきたいと思います。県南水道については公表の依頼等が来ておりますので、そういったことも説明しながら、検討のほうを進めていきたいと思えます。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 それでは歳入のところで、ADRからの歳入ということで500万円ほどあったんですけども、全協のときに詳しい資料をいただいて、この中で見ますと留保が14項目で5,700万ということで一番多くなっています。この中の大きいものというのは何になるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 ADRへの申立てに対しての東京電力からの答弁書の内容ということで、保留の内容はということでございますけれども、こちらはおおむね人件費になっておりまして、その中でもやはり放射能対策室の職員の給料ですね。そちらのほうの方が大方を占めている状況でございます。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 この留保という意味は、東京電力がこの支払いを保留しているということなんでしょうけれども、その理由というのはどういった理由なんですか。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 こちら人件費、大方が時間外人件費と言いまして、昼間の人件費になっております。これについてはこの事故によって追加的に支出されたものではないことから、相当因果関係が認められる内容ではないということで、留保という形になっております。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

この説明書を見ますと、6月30日に申立てをして、この結果が来たのが1月12日付でまた東京電力に反論をしているんですが、半年余りかかったということで、今後これが今反論して、またそのADRからの回答が来るというのがいつ頃というか、めどはあるんでしょうか。

○須藤委員長 環境政策課長。

○横瀬環境政策課長 今年の1月に反論書のほうを提出させていただきました。それに対して、ADRのほうで東電にも意見を伺うのかなと思います。それをもって、その後、もしかしたらまた調査等が入るかもしれません。それを行った上でADRにおいて和解案というものが作成されて、その和解案に対して牛久市での対応が求められてくるかと思いますが、また今後、時間的にはまだまだかかるかなと予想しております。

以上でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 じゃあ、あと1点すみません。農業政策課のほうなんですけれども、25ページの水田農業の500万円の減額なんですけど、これ当初予算では2,000万円ほどだったと思います。減額になった主な理由というんですかね、そこら辺をちょっともう少し詳しく教えていただければと思います。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらは水田の転作事業における補助金なんですけれども、年度当初、予算を組む段階では市内で予想される転作の最大値を予算として組んでおります。ただ、その後に意向調査であったり、実際の作付を確認した上で、補助金を交付するという形を取っておりますので、事業が確定した段階で足りなくて補正するのは、もう正直間に合わないんですね。なので、最初の段階である程度、市内で予想される転作を、予想した金額を当初予算に載せておまして、その後に事業実施後減額をしているというのが例年の状況です。

ただ、来年度につきましては、ここ数年ある程度状況が、10年前ぐらいから比べると変化しておりますので、その数値を勘案して、来年度予算に関しましては議会議決後にはなりますけれども、現段階では若干減額して出しております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 私も来年の予算書を見せていただいたら、ちょっと実績に近い数字でというふうに書いてありましたのでそれは理解しましたが、人数も減っているし、面積も減っているみたいなことがその補助金適正化委員会のほうにも書いてあって、その状況というのもやっぱりあるんでしょうか。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 水田をやっている方というのは、減っているという言い方をすると間違いないんですけれども、大きな水田に関しましてはいろいろな状況もありますので、機械の状況であったりとかそういったこともありますので、中間管理事業を推進しながら、大きくやっている方に集約されていっているというのが事実です。なので、人数としては減っているというのは正しいのかもしれませんが、ただ、面積に関しましては、市内の耕作面積というのはさほど減っておりませんので、それに関しましては、大きい農家さんになると転作を大きくやるというような形も取れますので、面積に関しては、作付の市内の水田の耕作面積についてはさほど減ってはいな

い状況です。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 それでこの牛久市の水田農業構造改革対策事業補助金、この交付に関する告知というのを見せていただいたんですが、この中のこの補助金の額というのは、これは各市町村で自由に決められるということなのか、ちょっとその辺お伺いしたいと思います。

○須藤委員長 農業政策課長。

○神戸農業政策課長 今御質問の要綱の中に書いてあるものに関しましては、市で独自に決めることができます。よその市町村と調整を取っているとかそういったことではないんですけども、おおむねそんなに大きく差はなく出ていると考えております。ただ、牛久市の場合は毎年毎年一応見直しをしております、年度年度で告示のほうを改正して、その時代に合った金額を細かくよその市町村の要綱なんかと比べると、かなり細かく出していると考えております。

以上です。

○須藤委員長 ほかにございませんか。

それでは、以上で環境経済部所管の案件についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は10時45分いたします。

お疲れさまでした。

午前10時31分休憩

午前10時41分開議

○須藤委員長 若干時間の前ですけれども、よろしいでしょうか。

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、建設部所管の案件について審査を行います。

建設部所管の案件審査に説明員として出席した者は副市長、建設部長、建設部次長、建設部次長兼下水道課長、都市計画課長、空家対策課長、建築住宅課長、道路整備課長であります。

本委員会に付託されました建設部所管の案件は、

議案第 10号 牛久市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 11号 牛久市下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 13号 令和2年度牛久市一般会計補正予算（第9号）
別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ

議案第 17号 令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第 24号 市道路線の認定について

議案第 25号 市道路線の路線変更について

議案第 26号 市道路線の廃止について

以上7件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

初めに、議案第10号、牛久市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第10号について、提案者の説明を求めます。建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 建設部次長兼下水道課長野島でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第10号、牛久市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

本件につきましては、職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない額を改めるものでございます。市長の専決処分事項に関する件に規定されております、市長において専決処分することができる損害賠償の額が20万円以下から100万円以下へと、令和2年第4回定例会において改正されたことを受け、議会の同意を要する賠償責任に係る賠償額を、20万円を超える場合から100万円を超える場合へと改正するものでございます。

以上でございます。

○須藤委員長 これより議案第10号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第10号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第11号、牛久市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第11号について提案者の説明を求めます。建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 よろしくお願いいたします。

議案第11号、牛久市下水道条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

本件につきましては、下水道条例中の延滞金についての規定を削除するものでございます。平成21年度に茨城県南水道企業団などと上下水道料金の徴収一元化を実施したことに伴い、本市におきましても延滞金について徴収しないこととしたため、延滞金徴収の規定を削除するものでございます。

以上でございます。

○須藤委員長 質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

この徴収一元化したのが平成21年とありますので、ちょっと前、かなり前になるんですけども、この間、この徴収延滞金というのは牛久市の場合どうなっていたのかというのを、まず確認したいと思います。

それから、この徴収一元化をしたことによって、その延滞金を徴収しないということになった、

その経緯というものが分かればお願いしたいと思います。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

平成21年度、県南水道ほか牛久市も含めて、下水道料金と上水道料金を一元徴収をするということでスタートいたしました。その時点で、構成自治体の中で牛久市のみが条例で延滞金というものを定めていた。これにつきましては、地方自治法上、条例で定めるところにより徴収することができるというふうな上位法がございまして、ほかの自治体については条例で定めていない、延滞金も徴収をしていないということで、実は茨城県内全て調べたところ、茨城県内におきまして17市町村が条例に延滞金というものを定めております。が、牛久市も含めまして徴収実績というものはゼロでございます。ほかの17自治体についても、条例では定めているけれども、徴収しているところはないというのが県内の状況でございまして、一元化することになった21年度、ほかの自治体で条例もない、徴収もしてない、牛久市としても徴収をしていないということで、これは足並みを揃えましょうということで、牛久市としても条例の改正漏れと言っていると思います。で、21年度の一元化以降につきましても、下水道使用料の延滞金という形での徴収はございません。

以上でございます。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

それで、この県内水道のちょっと条例を見ましたら、延滞金に関して督促状をまず送ると、それにも応じなかった場合は催告状を送付するようなことが、記載があったんですが、牛久市の場合、今後そういう延滞金は発生しないけれども、延滞した場合のその方への対処というのか、そういうところをちょっとお聞きしたいと思います。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えいたします。

牛久市も同様というふうに考えていただいていると思います。まずは督促状を送らせていただいて、その後催告もしておりますので、今後もその形で下水道使用料の滞納分の徴収というものをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○須藤委員長 ほかにありませんか。

以上で、議案第11号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第13号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第9号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみを議題といたします。

議案第13号について、提案者の説明を求めます。建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 それでは、議案第13号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第9号）のうち、下水道課所管の内容につきまして御説明をいたします。

歳出でございます。

28ページ、29ページを御覧ください。

上から2段目の欄になります。款8土木費項4都市計画費目2公共下水道費0101下水道事業会計負担金でございますが、後ほど議案第17号牛久市下水道事業会計補正予算にて御説明をいたしますが、下水道事業会計における執行見込額の不足分といたしまして、2,056万円を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○須藤委員長 ほかに説明はありませんか。都市計画課長。

○榎本都市計画課長 失礼いたしました。都市計画課長の榎本です。よろしく願いいたします。

私からは議案13号、令和2年度牛久市一般会計補正予算（第9号）のうち、都市計画課所管の内容について御説明させていただきます。

まず、歳入についてです。

資料の12ページから13ページを御覧ください。

款14国庫支出金項2国庫補助金目5土木費国庫補助金節4都市計画費補助金、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）10分の4.5、資料では金額939万7,000円となっておりますが、このうちの483万2,000円が牛久駅西口歩道橋改修設計への充当額となります。なお、補正の理由といたしましては、補助事業内の流用及び交付金額の確定による増額となります。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

資料の18から19ページを御覧ください。

款2総務費項1総務管理費、ページの中ほどになりますが、6財産管理費0107未利用地を売却する事業の12委託料、測量、こちらですが、今回補正額156万7,000円の減額になります。補正の理由といたしましては、事業費の確定による不用額の減額となります。

続きまして、26から27ページをお願いいたします。

款2総務費項1総務管理費目2道路維持費、事業としては0105市内道路の路面を清掃する事業、こちらの12委託料、清掃になります。こちらは道路清掃車の廃止に伴い、10月から路面清掃業務委託を手作業の落ち葉清掃に変更しまして、工期を3月末までだったものを2月15日までに変更いたしました。その変更のため、差額分の減額となります。115万6,000円の減額です。

続きまして、28、29ページをお願いいたします。

款8土木費項4都市計画費目1都市計画総務費、事業といたしましては0105都市計画を適正に管理する事業です。12委託料の北部地域宅地開発検討、こちら今回197万1,000円の減額になります。こちらは事業費の確定による不用額の減額となります。

同じく目3の公園費、事業としては0102公園緑地街路樹を維持管理する、こちらの01報酬です。これは作業員として雇用しております会計年度任用職員の報酬ですが、事業費の確定による不用額の減額となります。

同じく28、29ページのその下ですね、0101駅周辺環境を適正に管理する事業、12委

託料の実施設計、こちら115万5,000円の減額です。こちらも事業費の確定による不用額の減額となります。

以上で、都市計画課所管の説明について終了いたします。

○須藤委員長 空家対策課長。

○柴田空家対策課長 空家対策課の柴田です。よろしく願いいたします。

私のほうからは、空家対策課所管の事業のほうの御説明をいたします。

資料のほうですが、28、29ページ、款8土木費項4都市計画費目1都市計画総務費、事業としましては0106空き家の適正管理及び有効活用を推進する事業です。主なものとして1の報酬、こちら会計年度任用職員が3名から2名へ減員となったことによりまして、こちらの報酬270万円の減額ということになります。これ1名減員になった代わりに再任用職員、会計年度任用職員の分、再任用職員の配置で対応しております。

以上となります。

○須藤委員長 建築住宅課長。

○高野建築住宅課長 建築住宅課高野です。

建築住宅課所管のものは、減額補正2件となります。

まず、歳入ですけれども、資料13ページ、上のほうの3段目、14の国庫支出金に国庫補助金5の住宅費補助金の158万3,000円の減額となります。これは市営猪子住宅建設に伴う実施設計及び木造住宅の解体工事費確定に伴う、社会資本整備総合交付金の減額となります。

続きまして、歳出です。

資料28ページ中段、8の土木費5の住宅費、1の住宅管理費の239万9,000円の減額となります。歳入同様、猪子住宅建設に伴う実施設計費確定に伴う減額となります。

建築住宅課からは以上です。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 道路整備課長藤木です。よろしく願いいたします。

私のほうから道路整備課所管の内容につきまして、御説明させていただきます。

まず、歳入でございますが、12、13ページを御覧ください。

上段となります。款14国庫支出金項2国庫補助金目5土木費国庫補助金節2道路橋梁費補助金の、まず一番上の社会資本整備総合交付金の（保守系）につきましては、3番目でございます（冠水対策）と補助金の種類のほうが同じとなっております、冠水対策から保守系のほうに充当額を変更するため132万5,000円を増額しまして、冠水対策のほうにつきましては、国からの交付金も少なかったことも併せまして、250万円を減額するものでございます。

2番目でございます社会資本整備総合交付金（公安系）につきましては、国からの交付が予定していた額より少なかったため、3,070万7,000円を減額するものでございます。

また、4番目の社会資本整備総合交付金の（都市再生整備事業）、こちらにつきましては、市のほうとしての交付金額は変わりませんけれども、一部を都市計画課のほうの事業に充当先を変更するため、387万4,000円を減額するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

26、27ページを御覧ください。

一番下の欄になります。款8土木費項2道路橋梁費目2道路維持費の0106道路舗装を計画的に修繕する事業につきましては、事業費の確定によりまして276万8,000円を減額するものでございます。

その下、目3道路新設改良費の0102市道23号線（北川延伸第2工区を改良舗装する）の2,000万円につきましては、工事発注のほうが進みまして、入札差金等による補助事業費の余剰金が発生する見込みとなり、補助金のほうを有効活用するため、0107都市再生整備事業で市道を整備するの事業のほうへ予算の組替えを行いまして、またあわせて繰越しをさせていただいて、来年度予定している牛久駅西口駅前広場改修工事の一部を実施するものでございます。

間にごございます0105通学路の安全確保のため市道を改良舗装する事業につきましては、歳入で御説明したとおり、国からの交付金が少なかったため、歳出についても交付金に合わせる形で4,601万6,000円を減額するものでございます。

一番下の欄の目4排水路整備費の0101根古屋川緑地を整備する事業につきましては、事業費の確定によりまして213万4,000円を減額するものでございます。

その下、0102道路冠水被害を軽減するための雨水排水施設を整備する事業につきましては、こちらも歳入で御説明させていただいたとおり、国からの交付金が少なかったこと及び道路補修のほうに充当額を変更したことによりまして、500万円を減額するものでございます。

以上です。

○須藤委員長 これより議案第13号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。北島委員。

○北島委員 ちょっと1点、下水の件ですが、項目が歳出で出資金ありましたけれども、この出資金については額の算定はどのようにしているのか。下水道会計の赤字があったら、そのままどんと入れるようなことにはなっていないとは思いますが、何か基準があるのかどうかお尋ねします。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

出資金として計上しているものにつきましては、繰り出し基準に乗ったルール内、もしくはルール外、どちらも雨水処理費以外の償還元金分という形で計上させていただいております。

以上でございます。

○須藤委員長 北島委員。

○北島委員 その償還金は、ちょっとその意味もう一つ詳しく教えてほしいんですが。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

繰り出しの中で、まず負担金、補助金、出資金という形で分けさせていただいておりますが、これにつきましては毎年総務省のほうで地方公営企業決算状況調査の依頼がありまして、これま

でも提出をしているところがございます。その中で、総務省のほうから下水道事業会計のほうに繰り出すべきもの、もしくは繰り出すべきものという規定のないもの、繰り出すべきものと言われて、毎年これ出てくるんですけれども基準が、その繰り出すべきものと言われているものを基準内という言い方をさせてもらいますが、繰り出すべきものの基準内のうち、雨水処理費に係るもの、もしくは維持管理費に係るものというような形で色分けをさせていただいて、同じく基準外のものについても維持管理費なのか雨水処理費の基準外なのかという形で、5項目に分けさせていただいております。

ちょっと詳細については、これ総務省の繰り出し基準全てを読み解かないと難しいところなんですけど、ですから収益的収入としては雨水処理負担金という形で1つ、一般会計補助金として1つ、一般会計負担金として1つ、資本的収入としましては一般会計出資金と負担金という形の2つ、合わせて5項目に分けて一般会計から繰り出しをしているという形でございます。

そのうち、今回の出資金については、雨水処理以外の償還元金基準内、基準外どちらもという形の算出をしております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 道路整備課のほうで市道23号線ですけれども、恐らく今回で、もう来年度の予算には上がっていなかったのでもう完了だと思うんですが、信号機の状況、あと地区社協の曳家の状況も併せて、いつぐらいがめどとして通れるようになるのかというところをお伺いしたいと思います。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 23号線のほうの開通の見通しということで、現在2軒ほど補償対象の物件が残っておりまして、現在取壊し等を行っていただいで、まさに今やっていますところなんです。それは地区社協のほうも含めてなんですけれども、この補償の2軒につきましては、今のところ今月いっぱい、おおむね解体等が完了するという予定であります。もう残りは工事を進めていだけという状況になっておりまして、今既に仕上げとなります舗装の一番上の部分と、区画線以外につきましては既に工事のほうは全て発注しております。今、先ほど申し上げました補償の2軒が取壊されましたあと、4月から本格的に工事のほうが入っていくという予定であります。

ただ、その併せて上水道とか下水道の工事も間に入ってきます。今発注している工事につきましては、今のところ予定では10月いっぱいぐらいで完了する予定というふうに考えています、予定しています。それに併せて、県警のほうと信号機の設置のほうの協議を進めていきまして、その時期を見ながら、先ほど申し上げた仕上げの舗装の工事と区画線の工事を発注して、完了のほうを迎えたいというふうに思っています。県警のほうは、今の段階ではまだいつというのがどうしてもまだ言っていない状況ではないので、はっきりとはいつとも言えない状況なんですけれども、遅くとも令和3年度中には完成をさせたいという予定で今進めております。

以上です。

○須藤委員長 山本委員。

○山本委員 今その地区社協さんが曳家をして、細い道というのかあそこの坂を上がったところ、あの道はあの道で残るんですよね。で、地区社協さんはもう曳家は終わって、あそこで新年度からは事業が始まるということでいいんでしょうか。いいんでしょうかというか、そこら辺はわかっていますか。

○須藤委員長 道路整備課長。

○藤木道路整備課長 曳家工事のほうにつきましては、社会福祉課のほうで工事を発注していただいております、ちょっと少し予定よりは遅れぎみのようなので、新年度すぐからというのはちょっと難しいのかもしれない。その辺はすみません、ちょっとはつきりは、すみません。

○須藤委員長 ほかにありませんか。

以上で、議案第13号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第17号、令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第17号について、提案者の説明を求めます。建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 それでは、議案第17号、令和2年度牛久市下水道事業会計補正予算（第3号）の内容につきまして、御説明をいたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

収益的収入及び支出から御説明をさせていただきます。

まず上の欄、収入でございますが、トータル944万円の減額補正でございます。執行見込額確定に伴い、項1営業収益目2雨水処理負担金として131万7,000円、項2営業外収益目2補助金として812万3,000円をそれぞれ減額補正するものでございます。

次に下の欄、支出でございます。トータル1,130万8,000円の減額補正でございます。霞ヶ浦常南流域下水道の維持管理負担金の確定や会計年度任用職員の減、委託業務の先送り、下水道償還利子の確定などに伴い、項1営業費用目5流域下水道維持管理費負担金として452万円、目9総係費として835万円、項2営業外費用目1支払利息及び企業債取扱諸費として300万円をそれぞれ減額補正し、消費税見込額確定や過年度損益修正額の確定に伴い、目2消費税及び地方消費税として453万円、項3特別損失目4過年度損益修正損として3万2,000円をそれぞれ増額補正するものでございます。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。

資本的収入及び支出でございます。

まず上の欄、収入でございますが、トータル5,710万円の増額補正でございます。執行見込額確定に伴い、項1企業債目1企業債といたしまして200万円、収入の一番下の欄になります。項4負担金目3他会計負担金として100万円、それぞれ減額補正をし、国の補正予算に伴い事業を前倒しする形で実施するため、項2出資金目1他会計出資金として3,100万円、項3補助金目1国庫補助金として2,910万円を、それぞれ増額補正するものでございます。

次に、下の欄支出でございますが、5,900万円の増額補正となっております。国の補正予

算に伴いまして、事業を前倒しする形でストックマネジメント計画に基づく点検調査を実施するため、項1建設改良費目1污水管渠費として5,200万円、一番下の目3污水ポンプ場費として1,000万円をそれぞれ増額補正し、執行見込額の確定に伴い目2雨水管渠費として300万円を減額するものでございます。

また、以上の補正に伴いまして、関連する財源内訳や財務諸表の修正を行っております。

以上でございます。

○須藤委員長 これより議案第17号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 2点お願いします。

まず、9ページの収益的支出の污水処理事業広域化・共同化検討なんですけれども、これ当初予算このままマイナスになっているんですが、この理由のところをお伺いしたいと思います。

それから、次のページ、11ページのさっきおっしゃった資本的支出のストックマネジメント、基本設計がこれ2件上がっているんですが、当初予算にはなかったのがここに上がっている理由を教えてくださいと思います。

以上2件です。

○須藤委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

まず、9ページになります。

污水処理事業広域化・共同化検討、こちら今お話ありまして、当初予算額全てを減額という形になっております。こちらの理由としましては、昨年度牛久市としての広域化・共同化検討業務というものは行いました。今年度予定をしていたのは、茨城県が流域ごとに県が取りまとめをして各自自治体でつくった広域化・共同化の検討結果を取りまとめをするために、県が音頭を取って会議をして、そこですり合わせをして、ちょっと広域でどんなことができるのかという検討をする予定をしておりましたが、ちょっとこのコロナ禍の影響を受けまして、県のほうとしても人を集めて会議というものが持てないということで、今年度実施ができないということで今年度は減額をさせていただいて、来年度当初予算に改めて計上させていただくというものでございます。そのための減額になります。

あと、ストックマネジメント、11ページでございますが、まず污水管渠費の基本設計5,200万円、こちらは今年度も行っております污水管渠の中にテレビカメラを入れまして、老朽化具合を確認をする点検調査業務でございます。こちらが国の補正予算を受けまして、来年度当初で予定をしていたものを前倒しをする形でここで計上させていただいております。

同じく污水ポンプ場費の1,000万円、こちらにつきましても、ストックマネジメントに基づくポンプ場の点検調査の業務ですけれども、こちらも同様に来年度当初予算に計上する予定だったものを、国の補正予算に合わせて今回計上させていただくという形の前倒しになります。

以上でございます。

○須藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第17号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第24号、市道路線の認定についてを議題といたします。

議案第24号について提案者の説明を求めます。道路整備課長。

○藤木道路整備課長 道路整備課です。引き続きよろしくお願いたします。

議案第24号、市道路線の認定につきまして御説明させていただきます。

資料の一覧表を御覧ください。

市道3510号線、南7丁目、延長171.5メートル及び市道3511号線、田宮町、延長が84メートルの2路線となります。

参考資料の位置図のほうを、順に御覧いただければと思います。

1枚目につきましては、南7丁目、民間の開発行為によりまして、整備された道路の帰属を受け、新たに市道の認定を行うものでございます。

2枚目を御覧ください。こちらは田宮町で、田宮中柏田線との23号線の交差点付近でございますけれども、23号線の整備に伴い認定するものとなります。こちらにつきましては、参考資料の3枚目を御覧いただければと思います。黒い破線で示してありますのが、市道3480号線としてもとの道路がございました。この道路が23号線を整備したことによりまして、分断されたような形になりまして、23号線からの西側の黄色で着色している部分ですね、こちらを市道3511号線という新たな路線番号を付して認定するものでございます。

以上です。

○須藤委員長 これより議案第24号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で議案第24号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第25号、市道路線の路線変更についてを議題といたします。

議案第25号について、提案者の説明を求めます。道路整備課長。

○藤木道路整備課長 議案第25号、市道路線の路線変更につきまして御説明させていただきます。

また一覧表のほうを御覧ください。

田宮町の市道3480号線で、延長563メートルを324メートルに変更するものでございます。

参考資料のほうを御覧いただきたいと思っております。

1枚目が位置図のほうになっておりますけれども、2枚目のほうを御覧いただきたいと思っております。

こちらは先ほど議案第24号のほうの路線認定で御説明いたしましたが、黒い破線で表示しております市道3480号線が23号線の整備により分断をされたということで、先ほどの反対側、23号線の東側になります緑色で着色している分、こちらになります。起点位置が変わること

によりまして、路線変更をするものでございます。

以上です。

○須藤委員長 これより議案第25号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で、議案第25号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第26号、市道路線の廃止についてを議題といたします。

議案第26号について、提案者の説明を求めます。道路整備課長。

○藤木道路整備課長 議案第26号、市道路線の廃止につきまして御説明させていただきます。

また一覧表のほうを御覧ください。

田宮町の市道639号線の1路線でございます。

参考資料のほうの1枚目が位置図のほうになっておりますけれども、また2枚目のほうを御覧いただければと思います。

こちらにつきましても、先ほどの議案第24号、25号で御説明いたしました、23号線の整備に伴ったものでございまして、水色で着色している箇所になります。23号線への取付道路を市道677号線に集約したことによりまして、市道639号線を廃止するものでございます。

以上です。

○須藤委員長 これより議案第26号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で建設部所管の案件についての質疑及び意見を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開後討論及び採決を行います。再開は11時30分といたします。

午前11時20分休憩

午前11時27分開議

○須藤委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論を行います。討論のある方いらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第10号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○須藤委員長 挙手全員であります。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○須藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時30分閉会